

令和元年第11回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和元年11月28日(木)

午後 2時50分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 竹下委員, 西川委員,
中秋委員

4 説明員 中川教育次長, 堀川教育振興課長, 吉本学校教育課長,
山口教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第54号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(竹原市附属機関設置条例案)

議案第55号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例案)

議案第56号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案)

議案第57号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案)

議案第58号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案)

議案第59号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(令和元年度教育委員会関係補正予算案)

議案第60号 竹原市学校運営協議会規則案

○高田教育長 ただいまから、令和元年第11回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第60号は議案第54号の前提となる議案であるため、議案第54号の前に付議し、議案第54号から第59号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議案第54号から議案第56号は関連議案であるため一括で付議すること、議案第57号と議案第58号は関連議案であるため一括で付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第60号は議案第54号の前提となる議案であるため、議案第54号の前に付議し、議案第54号から議案第59号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議案第54号から議案第56号は関連議案であるため一括で付議すること、議案第57号と議案第58号は関連議案であるため一括で付議することに決定しました。

○高田教育長 はじめに、議案第60号「竹原市学校運営協議会規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第60号「竹原市学校運営協議会規則案」でございます。昨年度からお話をしておりますとおり、来年度から市内学校に学校運営協議会を設置するにあたり、学校運営協議会の組織及び委員その他協議会に関する事項を定めるために、新たな規則を制定するものでございます。議案書の31ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条に、教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権

限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができるとなっております。また、第47条の6に、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができるとなっております。さらに、第10項において、学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるとなっておりますことを踏まえ、この度規則を定めるものでございます。少し説明をさせていただきますが、議案書25ページをご覧ください。25ページ以降ですが、差し替えを配らせていただいております。全て説明するのは時間がかかりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。まず、目的ですが、第1条この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定する学校運営協議会の組織及び委員その他協議会に関する事項を定めることにより、竹原市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参加することを促進し、もって地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに、地域の創意工夫を生かした特色のある教育を推進することを目的として、学校運営協議会を各学校に置くよう努めるものとなっておりますので、来年度先行して忠海小学校・忠海中学校に2つの学校で1つの協議会を置きます。それから竹原小学校に1つ、吉名学園に1つ、こういう目的をもって設置することになっております。続いて第3条の学校運営に関する基本的な方針の承認です。前条の規定により協議会を設置した学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。第1号学校運営に関すること、ここの部分については、教育目標

及び学校経営に関することという表現も検討しておりましたが、学校経営と学校運営を言い分けている部分がありまして、経営については校長が責任をもって進めること、その経営方針に基づいた運営を承認いただくというところで、ここを明確にしたいということで、学校経営という文言を削除して、あえて学校運営に関することとしました。第2号教育課程の編成に関すること、第3号学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること、第4号その他設置校の校長が必要と認めることについて、運営協議会に校長から方針を出して、運営協議会から承認を得る動きが出てきます。続いて、第4条意見の申出、協議会は、学校運営に関することについて、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。第2項協議会は、設置校の職員の採用その他の任用に関して、別に定める事項について、教育委員会を経由し、広島県教育委員会に意見を述べるができる。第3項前項の意見は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。人事に関して意見を述べるができるのですが、その前提条件を書いております。第1号第1条に定める目的を踏まえた一般的な意見とすること、第2号学校運営方針の実現に資する建設的な意見とすること、第3号学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見とすること、第4号個人を特定しての意見でないことで、ここは人事に関してということですが、誰が良いとか誰が悪いというような個別なものではなく、学校運営に必要な人材について意見を述べるができるということにさせていただいております。続いて、第5条委員の任命ですが、協議会は、15人以内の委員をもって組織するとしています。15人以内というのは、全て15人を満たさなければいけないということではなくて、大きい学校については、地域も広がりますので、最大で15人とさせていただきました。第2項委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。第1号設置校に在籍する児童又は生徒の保護者、第2号設置校の校区内の地域住民、第3号設置校の運営に資する活動を行う

者、第4号学識経験者、第5号設置校の教職員、第6号その他教育委員会が適当と認める者。第3項委員は、非常勤特別職の地方公務員とする。続いて、第7条任期等にいきます。委員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。第2項任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。その他についてはまたご覧になっていただければと思います。以前からお話をしているところになりますので、特に今確認させていただきたいところについてお話をさせていただきました。以上です。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 西川委員 民間で言うと経営はお金の収支でわかりやすいのですが、学校経営と学校運営の違いの定義を教えてください。
- 吉本課長 学校経営は、学校教育目標を定めてその教育目標に向けて子供たちを育てていくという大きな軸になります。教育方針・軸をまず校長が定めます。これについては、周りから意見されるものではないと思います。それに関して、学校教育目標達成のために様々な手立てを行うことを運営と整理しております。
- 西川委員 協議会では、校長先生が決められた教育目標や方針に関することについては、意見しないということですね。第4条第3項第1号と第3号に一般的な意見という表現がありますが、これは何を指しているのですか。
- 吉本課長 個人の感情や特別な考え方ではなくて、誰が考えても妥当だろうということを一時的と言っております。一般的に聞いておかしいのではないかとということではなく、常識の範囲内ということですよ。
- 西川委員 非常識な発言や個人の意見、学校全般に対することではなく個人の感情での意見はいけないということですね。
- 吉本課長 そういう意味で書いています。
- 西川委員 この表現が一般的な表現なのかという思いがありましたので。
- 高田教育長 付け加えますと、この前の西川教授の講演にもありましたが、当時の地

教行法第15条が定められたときにはここはありませんでした。コミュニティスクールを運営していく上で、意見が言えるものとしてあったので、いろんな意見が出てくるのではないかと、学校が混乱するのではないかとという中で、ここに限定を加えるようになりました。他市町村のものを見ましたら、一般的で建設的な意見を出していただきたい、個人を特定すると一般的な意見ではなく、混乱をきたすのではないかとという経緯があります。

○西川委員 第4条第3項第2項に建設的な意見とあったので、第1号と第3号もそれで良いのではないかと思います。国語的にどちらが適切かよくわからないのですが、言いたいことはわかります。

○吉本課長 限定して書きにくいということもあって、オブラートに包んだような書き方になっています。これが良いのか悪いのかという話になってしまうので、大きく捉えて一般的という言葉を使っています。全国の市町の規則等を参考にさせていただきながら、この文言が一番近いというところですよ。その他のところについても、いろいろと参考にさせていただきながら、この文言を使わせていただいています。

○西川委員 意味することがわかりました。

○浅野教育長 職務代理者 教育目標は校長先生が立てられて、学校運営協議会では教育課程の再編に関するというのは、そこに関わって良いということですよ。この再編というのは具体的にどういう話になるのですか。

○吉本課長 教育課程の再編は、根本的な教育の再編ということではなくて、例えば総合的な学習でこんなことをしますとかゲストティーチャーを呼んでこんなことをしたいとか、例えば義務教育学校の吉名学園は、「よしな未来学」という学校独自の教育課程を組んでやろうとしています。そういうところについての意見で、そもそもの学校教育の根底にある教育課程を変えなさいということではなくて、逆に学校運営協議会の方から、こんな特色を出したいなら、こんな学習もできるのではないかと、今言った「よしな未来学」も学校運営協議会の方から、じゃがいもを中心に一個、独特の学習

をやったらどうかといったレベルのもので、プラスアルファのようなイメージです。

○高田教育長

付け加えますと、教育課程には総合的な学習の時間が出ましたが、先進地では、総合的な学習の時間の1年間のプランを作るのには、地域との関わりが不可欠です。地域の人と一緒に職員会議等に入って、一緒に作る。これまでの学校がお願いしに行くとかでしたが、先進的なものは一緒に作られるというところもあります。あるいは、学校行事のこの行事とこの行事をくっ付ければ良い、あるいは、学校行事と地域のこの行事をくっ付ければ良いとかそういうことも活発にできるようになるということはありません。吉本課長がご説明したように、西川委員からも御指摘があった学校経営と運営はどう違うか、経営はまさに学校をこういう目標を持ってこう導く、その運営というのはマネジメントにあたるもので、それをするためにどうしていくかというのが教育課程ですから、この教育課程についてご意見をいただけたら承認いただくというのは、かなりの権限をコミュニティスクールはお持ちになるというイメージを我々は持つべきだと思います。

○西川委員

第12条で、協議会はその定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができるという表現がありますが、部会というのは文科省や県の方からこういう部会をとという何か事例があるのか、それとも各校で自由に設定できるのですか。

○吉本課長

いろいろな形があります。京都方式といって、京都の方でよくやられているのは、運営協議会があって、その下にいろんな部会があるというイメージでされています。例えば、学校支援部会、学習支援部会、地域で見守り部会、防災部会というものもありますし、一方でそういう部会という言い方をせずに、まとめて一つの学校運営協議会ですというやり方をしているところもあります。ここでは置くことができるとしていますが、例えば、学校評価についても、ここで学校評価委員さんをお願いしていたものが、

コミュニティスクールになると学校運営協議会にお願いすることができるようになります。この場合、部会を運営協議会の中においてしまうと、校長が自分の学校の評価に関われるようになってしまうので、それは運営協議会の外へ部会として出した方が良いのではないかという意見もありますし、校長も一人の評価者として加わっても良いのではないかという考え方もあって、いろいろなことが考えられます。竹原市としては、部会を置きなさいという言い方ではなく、学校にあったやり方という思いで、置くことができるとしています。本当に様々なやり方があります。

○西川委員 竹原市内の小・中学校で部会があるのか、ないのか、部会を協議会の中に置くのか、外に置くのか、いろんなパターンができて良いということですね。

○吉本課長 まずはそこでスタートしたいと思っています。やっていながら、整理すべきところは整理しなければいけないと思っています。現時点では、置きたい、置きたくないという校長がおります。これが現実です。学校の独自性や自主性を求められていますので、どこまで教育委員会が形を示すのが良いのかというのがありますが、あまり学校を縛らないやり方が良いと考えています。

○西川委員 文科省や県からこういう指針でやりなさいという指導や指示はないということですね。

○吉本課長 ありません。京都は部会方式ですが、京都の方が珍しいです。京都の場合は、校長を学校運営協議会にいませんので、竹原市とは違います。その辺も含めていろんなパターンがあります。制約があるわけではありません。

○西川委員 京都は外から評価するという形ですよ。わかりました。

○高田教育長 議会でも答弁したのですが、学校規模もありますし、地域交流センターとのつながりも多様ですから、そういう特色や地域性を生かしてこの制度をうまく使って、独自のものをわざわざ作らなくても良いですが、結果と

してその地域独自のものができればと思います。

○浅野教育長 職務代理者 部会は学校運営協議会委員の方での部会ですよね。少人数ということになりますね。

○吉本課長 部会にもやり方があって、学校運営協議会の委員が部会にそれぞれ代表を置いて、そこまでを学校運営協議会にして、そこから下に携わる人はボランティアさんとかも大勢おられますので、ここは学校運営協議会にいないというパターンが多いです。

○浅野教育長 職務代理者 実はそこを聞きたかった。そうすると委員の中に保護者が入って、PTAとの関わりが難しくなってきますよね。そのあたりをどのように委員を選ばれるときに考えていかれるのかというところがありますね。

○吉本課長 PTAとの関係は、どう区切っていくか役割分担をしっかりと考えていかなければいけないところで、まだまだ今後課題があると思います。

○市川委員 任期の1年間は年度に合わせて4月からですか。

○吉本課長 そうです。

○市川委員 全部の学校が一緒なのですか。

○吉本課長 そうです。

○竹下委員 任期が1年というのは、ずっと前から1年なのですか。

○吉本課長 そうですね。1年でいったん区切ることにしていますが、延長しても構いません。任期をどこまで延ばせるかという議論をしたのですが、ここに明記するのは難しいということで、再任で10年、20年とされる方ももしかしたらおられるのかもしれないし、そこは明確にはしていません。

○竹下委員 1年だけだと慣れないままに替わってしまうように感じます。

○吉本課長 もう一つは、報酬に関わっていて年額の報酬にしています。しかしながら、1年間ですぐ替えなさいという意味ではなくて、例えばPTA関係で中学校3年生の保護者の方であれば、卒業されるときに外れさせてほしいということもあり得ます。まずは延ばせるということを前提に1年ということにしているところもあります。

- 竹下委員 この委員は非常勤特別職の地方公務員とするので報酬が出るということですね。
- 吉本課長 はい。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
職務代理者
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。これより非公開とします。

(非公開)

- 高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和元年第11回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和元年11月28日 午後 2時50分閉会